

公益財団法人ウシオ財団奨学金に係る奨学生候補者の推薦に関する要項

独立行政法人国立高等専門学校機構理事長裁定

平成20年 3月13日

一部改正 平成22年 3月24日

一部改正 平成23年 4月14日

一部改正 平成24年 3月 1日

一部改正 平成27年 6月 9日

一部改正 令和 2年 3月30日

(趣旨)

第1条 この要項は、公益財団法人ウシオ財団奨学金（以下「奨学金」という。）に係る奨学生候補者の推薦について定めるものとする。

(奨学金の概要)

第2条 この奨学金は、公益財団法人ウシオ財団（以下「財団」という。）の奨学金事業により、国立高等専門学校専攻科（学年が4月に始まり、修業年限が2年の専攻科とする。以下同じ。）（以下「専攻科」という。）に在学する学生を対象に、奨学生として採用された時から最短修業年限の終期までの期間、財団が定める額の奨学金が給付されるものである。

(奨学生候補者の推薦)

第3条 独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）は、財団の要請に基づき奨学生候補者を推薦するものとする。

2 前項により推薦する候補者は、毎年度、留学生以外の奨学生候補者（以下「国内の奨学生候補者」という。）6名及び留学生の奨学生候補者1名の計7名とする。

3 推薦する候補者のうち、国内の奨学生候補者5名は国立高等専門学校本科（以下「本科」という。）を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選考し、残りの国内の奨学生候補者1名は原則としてそれ以外の専攻科入学者から選考する。また、留学生の奨学生候補者1名については、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選考する。

(奨学生の申請資格)

第4条 奨学生としての採用を申請できる者は、財団の奨学生募集要項の定める「奨学生応募資格」をすべて満たし、かつ、次の各号の基準を満たす者とする。

一 学業成績

本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者については、本科第5学年学年末にお

ける学業成績が所属学科内の上位4分の1以内であること。それ以外の専攻科入学者については、専攻科の入学資格となる学校における全修得単位について、優（A）を5点、良（B）を4点、可（C）を3点として換算した点数の平均が4.2以上であるか若しくはこれに準ずると認められること。

二 本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者については、奨学金の給付を申請する年度の大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に定める授業料減免（以下「授業料減免」という。）を申請しており、申請する前年度の後期に授業料減免による支援を受けていること。それ以外の専攻科入学者については、奨学金の給付を申請する年度の授業料減免を申請しており、支援を受けていること。ただし、留学生の奨学生候補者についてはこの限りではない。

三 当該申請者の属する世帯（独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料等の免除及び徴収猶予取扱要領（平成28年3月7日制定）第3条第6項に定めるものをいう。）の一年間の総所得金額が、同要領による全額免除基準を満たすこと。

四 独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学金以外の奨学金と併給とならないこと。

（奨学生候補者の予約選考）

第5条 本科第5学年に在学し専攻科への進学が意志が強固である者を対象として、翌年度に専攻科に入学した場合に奨学生の候補者として推薦する者を奨学金給付の前年度に決定する「予約選考制度」を設ける。

2 第3条第3項により、本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選考する国内の奨学生候補者5名及び留学生の奨学生候補者1名は、原則として「予約選考制度」により選定する。

（予約選考の申請資格）

第6条 奨学生候補者の予約選考に申請できる者は、第4条に規定する要件をすべて満たす者とする。この場合において、同条第一号中「第5学年学年末」とあるのは、「第4学年学年末」と読み替えるものとする。

（予約選考の申請）

第7条 奨学生候補者の予約選考を志望する者は、所属する学校の定めるところにより、別紙様式1の申請書を所属する学校の校長に提出しなければならない。

（予約選考志望者の推薦）

第8条 校長は、前条の申請をした者のなかから国内の奨学生候補者について1名を選考し、別紙様式2の推薦調書に前条の申請書を添付の上、別に定める期限までに理事長に推薦する。なお、留学生の奨学生候補者については1名を超えて選考し、推薦すること

ができるものとする。

(予約選考による奨学生候補者の決定)

第9条 理事長は、前条により推薦された者のなかから機構学生支援を担当する理事の意見を聴取の上、予約選考による国内の奨学生候補者5名及び留学生の奨学生候補者1名を決定し、校長を経て本人に通知する。なお、留学生の奨学生候補者が1名に満たない場合は、該当する候補者がいないものとして決定することとする。

2 前項の決定に当たっては、国内の奨学生候補者については、原則として別表のブロックごとに1名を決定することとし、その選考に当たっては、当該ブロックにおいて最も経済的困窮度の高い者を選定することを原則とする。また、留学生の奨学生候補者については、推薦された者の中から1ヶ月の平均収入等の経済状況を基に経済的困窮度を判断し、高い者から順に選定することを原則とする。

(予約選考による奨学生候補者の報告)

第10条 理事長は、前条により決定した予約選考による奨学生候補者を財団に報告するものとする。

(予約選考の取り消し)

第11条 予約選考による奨学生候補者が、次の各号の一に該当した場合は、予約選考を取り消す。

一 翌年度に専攻科に進学しないことが確実となった場合

二 独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学金以外の奨学金との併給が決定した場合

三 その他奨学生候補者として推薦することが不適當と認められる場合

2 前項の事由に該当することが判明した場合は、校長はすみやかに理事長に報告するものとする。

3 第1項により予約選考の取り消しがあったときは、国内の奨学生候補者については、取り消された者の所属する学校と同じブロックに属する学校から推薦された者のなかから新たに1名の予約選考による奨学生候補者を決定し、留学生の奨学生候補者については、推薦された者の中から新たに1名の予約選考による奨学生候補者を決定する。

4 理事長は、第1項による予約選考の取り消し及び第3項による予約選考による奨学生候補者の決定があったときは、財団に報告するものとする。

(奨学生の申請)

第12条 奨学生としての採用を志望する者(予約選考による奨学生候補者を含む。)は、所属する学校の定めるところにより、財団の奨学生募集要項に定める申請書類を所属する学校の校長に提出しなければならない。

(予約選考による奨学生候補者以外の候補者の推薦)

第13条 校長は、前条の申請をした者のうち、国内の奨学生候補者について、予約選考による奨学生候補者を除いた者のなかから1名の候補者を選考の上、選考した候補者及び予約選考による奨学生候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、前条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出するものとする。

2 前項により選考する候補者は、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者以外の者とする。ただし、該当者がいない場合はこの限りではない。

3 校長は、前条の申請をした者のうち、留学生の奨学生候補者について、予約選考による奨学生候補者が1名に満たない場合に限り、予約選考による奨学生候補者を除いた者の中から候補者を選考の上、選考した候補者及び予約選考による奨学生候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、前条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出することができるものとする。

4 前項により選考する候補者は、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者とする。ただし、該当者がいない場合はこの限りではない。

(予約選考による奨学生候補者以外の候補者の決定)

第14条 理事長は、前条により申請書類が提出された者のうち、予約選考による奨学生候補者を除いた者のなかから機構学生支援を担当する理事の意見を聴取の上、候補者を決定する。

2 前項の決定に当たっては、国内の奨学生候補者については、最も経済的困窮度の高い者を選定することを原則とし、留学生の奨学生候補者については、経済的困窮度が高い者から順に選定することを原則とする。

(奨学生候補者の推薦)

第15条 理事長は、前条により決定した奨学生候補者及び予約選考による奨学生候補者の計7名の候補者を財団へ推薦する。

(奨学金の休止、停止又は廃止)

第16条 奨学生について、財団の奨学金募集要項に定められた奨学金の廃止等に係る事由が発生したときは、奨学金が休止、停止又は廃止されることがある。

2 前項の事由が発生したときは、校長はすみやかに理事長に報告するものとする。

(その他)

第17条 奨学生候補者の推薦に関し、この要項に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(事務)

第18条 奨学生候補者の推薦に関する事務は、機構本部事務局学務課において処理する。

附 則 (平成20年3月13日制定)

(施行期日)

第1条 この要項は、制定の日から施行する。

(本科商船学科及び専攻科商船系専攻の特例)

第2条 本科商船学科から専攻科商船系専攻に入学した者については、第3条第3項中「国立高等専門学校本科（以下「本科」という。）を卒業した翌年度に専攻科に入学した者」とあるのは「国立高等専門学校本科（以下「本科」という。）を卒業した年度に専攻科に入学した者」と、第4条第1号中「本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者については、本科第5学年学年末における学業成績が所属学科内の上位4分の1以内であること。」とあるのは「本科を卒業した年度に専攻科に入学した者については、本科最終学年における学業成績が所属学科内の上位4分の1以内であること。」と、第13条第2項中「原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者以外の者」とあるのは「原則として本科を卒業した年度に専攻科に入学した者以外の者」とする。

2 本科商船学科に在学する者については、第5条第1項中「本科第5学年に在学し専攻科への進学が意志が強固である者を対象として、翌年度に専攻科に入学した場合に奨学生の候補者として推薦する者を奨学金給付の前年度に決定する」とあるのは「本科最終学年に在学し航海訓練所における乗船実習中であり専攻科への進学が意志が強固である者を対象として、当該年度に専攻科に入学した場合に奨学生の候補者として推薦する者を奨学金給付の前年度に決定する」と、第11条第1項第1号中「翌年度に専攻科に進学しないことが確実となった場合」とあるのは「当該年度に専攻科に進学しないことが確実となった場合」とする。

(平成20年度の奨学生候補者の推薦における特例)

第3条 平成20年度の奨学生候補者の推薦については、第5条から第11条及び第13条から第15条の規定にかかわらず、校長は、第12条の申請をした者のうち、本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者（専攻科商船系専攻については、本科を卒業した年度に専攻科に入学した者とする。）のなかから1名、それ以外の者から1名の計2名を上限として候補者を選考の上、選考した候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、第12条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出するものとする。

2 理事長は、前項により申請書類が提出された者のなかから学生支援委員会の議を経て6名の候補者を決定することとし、うち5名は本科を卒業した翌年度に専攻科に入学し

た者(専攻科商船系専攻については、本科を卒業した年度に専攻科に入学した者とする。)から選定し、残りの1名についてはそれ以外の者から選定することを原則とする。

- 3 前項の決定に当たっては、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選定する5名については、別表のブロックごとに1名を選定し、それ以外の者から選定する1名については、対象となるすべての者のなかから選定する。また、その選定に当たっては、原則として最も経済的困窮度の高い者を選定するものとする。
- 4 理事長は、第2項により決定した6名の奨学生候補者を財団に推薦する。

附 則 (平成22年3月24日一部改正)

(施行期日)

第1条 この要項は、平成22年3月24日から施行する。

(附則の廃止)

第2条 附則(平成20年3月13日制定)第2条は、廃止する。

(平成22年度の奨学生候補者の推薦における特例)

- 第3条 平成22年度の奨学生候補者の推薦については、改正前の第5条から第10条までに基づく予約選考による奨学生候補者5名が在学する学校の校長は、予約選考による奨学生候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、第12条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出するものとする。また、校長は、第12条の申請をした者のうち、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者以外の国内の奨学生候補者1名と、原則として本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者の中から留学生の奨学生候補者を選考の上、選考した候補者について財団の奨学生募集要項に定める推薦書を作成し、第12条の申請書類を添えて別に定める期限までに理事長に提出するものとする。
- 2 理事長は、前項により申請書類が提出された者の中から学生支援・課外活動委員会の議を経て国内の奨学生候補者6名、留学生の奨学生候補者4名の計10名の候補者を決定することとする。ただし、留学生の奨学生候補者が4名に満たない場合は、該当する候補者の人数をもって決定することとする。この場合において、国内の奨学生候補者6名のうち5名については、平成21年度の「予約選考制度」により推薦された者から選定し、残りの1名についてはそれ以外の者から選定することを原則とし、留学生の奨学生候補者については、本科を卒業した翌年度に専攻科に入学した者から選定することを原則とする。
- 3 前項の決定に当たっては、国内の奨学生候補者6名のうち残りの1名と、留学生の奨学生候補者4名については、対象となるすべての者の中から、国内の奨学生候補者については原則として最も経済的困窮度の高い者を選定し、留学生の奨学生候補者については、経済的困窮度が高い者から順に選定すること原則とする。
- 4 理事長は、第2項により決定した奨学生候補者を財団に推薦する。

附 則（平成23年4月14日一部改正）

（施行期日）

この要項は、平成23年4月14日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年3月1日一部改正）

（施行期日）

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

附 則（平成27年6月9日一部改正）

（施行期日）

この要項は、平成27年6月9日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月30日一部改正）

（施行期日）

第1条 この要項は、令和2年3月30日から施行する。

（経過措置）

第2条 令和2年度に限り、奨学生の申請資格に係る規定のうち、第4条二号中「申請する前年度の後期に授業料減免による支援を受けていること。」とあるのは、「申請する前年度の後期授業料免除において家計の収入額が授業料の全額免除の基準に該当すること。」と読み替えて適用するものとする。

別表（第9条関係）

ブロック名	学 校 名	
Aブロック	函館工業高等専門学校 釧路工業高等専門学校 八戸工業高等専門学校 仙台高等専門学校 鶴岡工業高等専門学校	苫小牧工業高等専門学校 旭川工業高等専門学校 一関工業高等専門学校 秋田工業高等専門学校 福島工業高等専門学校
Bブロック	茨城工業高等専門学校 群馬工業高等専門学校 東京工業高等専門学校 富山高等専門学校 福井工業高等専門学校	小山工業高等専門学校 木更津工業高等専門学校 長岡工業高等専門学校 石川工業高等専門学校
Cブロック	長野工業高等専門学校 沼津工業高等専門学校 鳥羽商船高等専門学校 舞鶴工業高等専門学校 奈良工業高等専門学校 米子工業高等専門学校	岐阜工業高等専門学校 豊田工業高等専門学校 鈴鹿工業高等専門学校 明石工業高等専門学校 和歌山工業高等専門学校
Dブロック	松江工業高等専門学校 広島商船高等専門学校 徳山工業高等専門学校 大島商船高等専門学校 香川高等専門学校 弓削商船高等専門学校	津山工業高等専門学校 呉工業高等専門学校 宇部工業高等専門学校 阿南工業高等専門学校 新居浜工業高等専門学校
Eブロック	高知工業高等専門学校 有明工業高等専門学校 佐世保工業高等専門学校 大分工業高等専門学校 鹿児島工業高等専門学校	久留米工業高等専門学校 北九州工業高等専門学校 熊本高等専門学校 都城工業高等専門学校 沖縄工業高等専門学校